

平成22年度第1回淀川河川公園  
中流左岸地域協議会  
H23. 2. 21 説明資料3

# 淀川河川公園の概要

平成23年2月21日



国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

# 目次

- 1 淀川と河川公園の歴史**
- 2 淀川の自然環境**
- 3 淀川水系河川整備計画の策定**
- 4 淀川河川公園基本計画の改定**
- 5 生物多様性保全の取組**

# 1. 淀川と河川公園の歴史

# 淀川の歴史

## 古墳時代以前～中世～江戸時代の様子

- 人の生活の場であり、行楽地や牧場としても利用
- 船の往来の活発化、宿場町が賑わい

- **古墳時代以前**：人の生活をする場
- **古代**：水の道として利用  
沿岸は貴族の行楽地  
朝廷や貴族の牧場としても利用
- **中世**：淀川流域は荘園化、関所の設置
- **江戸時代**：舟運（米穀・塩・魚・材木等を運ぶ過書船の往来の活発化）
  - 伏見-大阪八軒家間を結ぶ旅客船の三十石船
  - 枚方、高槻を通る船に食べ物や酒を売るくらわんか船



【三十石船に漕ぎ寄せる くらわんか舟】

出典：枚方宿の今昔

# 近代の様子（明治～大正）

- 三十石船に代わり蒸気船の出現
- 淀川での漁業が活発化

- **舟運** 蒸気船(外輪船)が出現。大阪-京都間を往来



【蒸気船による曳船】

出典：枚方宿の今昔



【摂津国漁法図解】

出典：歴史のなかの淀川

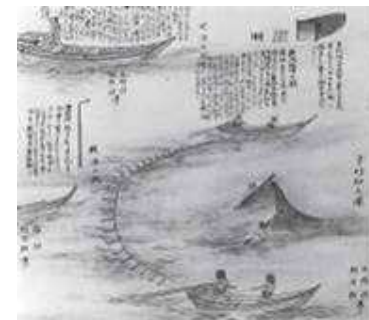
- **生活**：明治期の淀川  
川で洗い物をする姿も



出典：写真集おおさか100年

- **漁業**：

明治～大正にかけて淀川の漁業が活発化  
淀川改修工事、工場排水等の影響を受け衰退



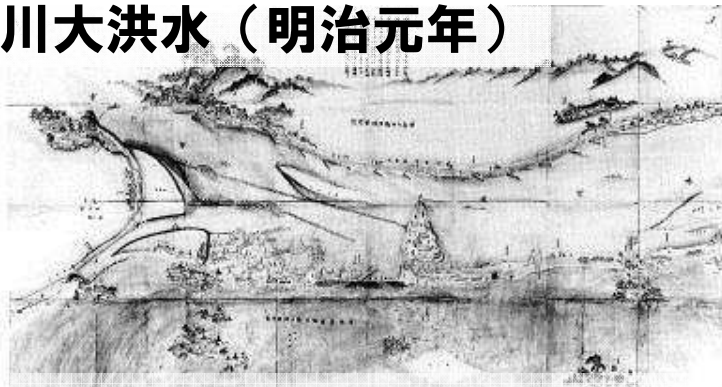


# 近代の河川改修（明治～大正）

○相次ぐ大洪水の発生

○航路確保のためのオランダ式低水工事や日本人技術者による高水工事が実施

- 淀川大洪水（明治元年）



【明治元年戊辰大洪水島下郡唐先切レ図】

出典：歴史のなかの淀川

- 淀川大洪水（明治十八年）

淀川堤防が約180mに渡って決壊



【北区綱島町】

出典：写真集おおさか100年

- 淀川改築工事（明治八年）

航路維持を目的としたオランダ式低水工事

【ケレップ水制設置】

出典：淀川ものがたり



- 淀川改良工事（明治二十八年～）

日本人技術者による高水工事への転換



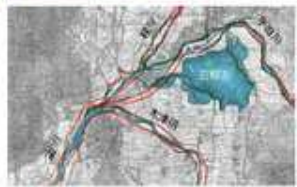
【毛馬洗堰・閘門全景(明治43年)】

出典：歴史のなかの淀川

# 淀川改良工事（明治29年～43年）

- 明治18年の洪水をきっかけに河川法が制定され、淀川改良工事を実施
- 新淀川の開削などにより治水安全度を飛躍的に向上し、地域の発展に寄与

## ●宇治川の付替



■3つの川の流れを整理した宇治川の付け替えと巨椋池分離  
 桂川、宇治川、木津川の3つの河川が集まる京都府南部（久御山町周辺）には、かつて、巨椋池と呼ばれる巨大な池がありました。三川合流地点から下流には、天王山と男山に挟まれた狭窄部があり、排水不良でたびたび洪水被害が起こっていました。淀川改良工事では、宇治川を淀の南へ付け替え、連続堤防を造ることで、宇治川と巨椋池を分離しました。

## ●毛馬洗堰・閘門の建設

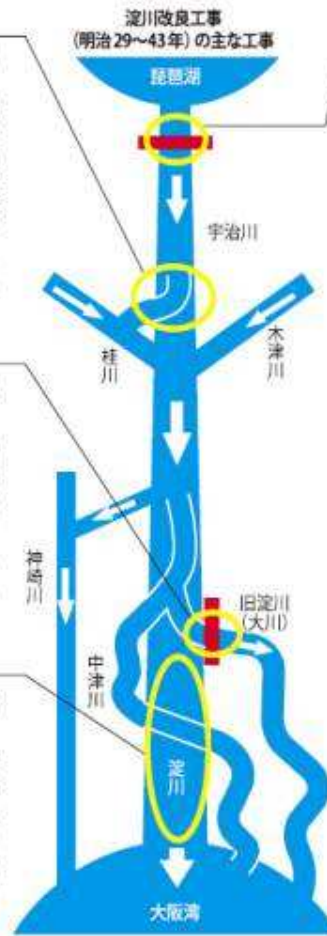


■洪水を防ぎ舟運も守る毛馬の洗堰と閘門の設置  
 新淀川の開削と併せて毛馬の旧淀川には洗堰が設けられ、洪水時に大阪市内に流入する水量の遮断・調節が可能になりました。同時に、船の航行ができるよう水位を調節する毛馬閘門がつけられました。当時の洗堰と閘門は、現在の施設ができたあとも一部が保存されており、周辺は公園として整備され、平成20年に国の重要文化財に指定されました。

## ●新淀川の開削



■大型機械を駆使した近代工事 新淀川の開削  
 大川(旧淀川)、中津川、神崎川の三川に分かれ、川幅が狭く掘行していた淀川下流部を改修。大量に、早く、安全に洪水を流すため、川幅500mを超える、ほぼまっすぐな放水路（現在の淀川）をつくりました。掘削機や浚渫船、土を運ぶ汽車など、大型の土木機械を大量に使用した大掛かりな工事でした。



## ●瀬田川の浚渫、洗堰の建設



## ■淀川と琵琶湖の洪水を防ぐ瀬田川洗堰（南郷洗堰）の設置

琵琶湖周辺の洪水を防ぐためには、唯一の流出河川である瀬田川の流量を増やす必要がありますが、流量が増えすぎると下流の淀川流域が危険になるうえ、濁水時に琵琶湖の水の量が減る原因になります。瀬田川洗堰は、それらを人為的に調整するための初めての施設として明治38年（1905年）に作られました。その一部は、現在も保存されています。

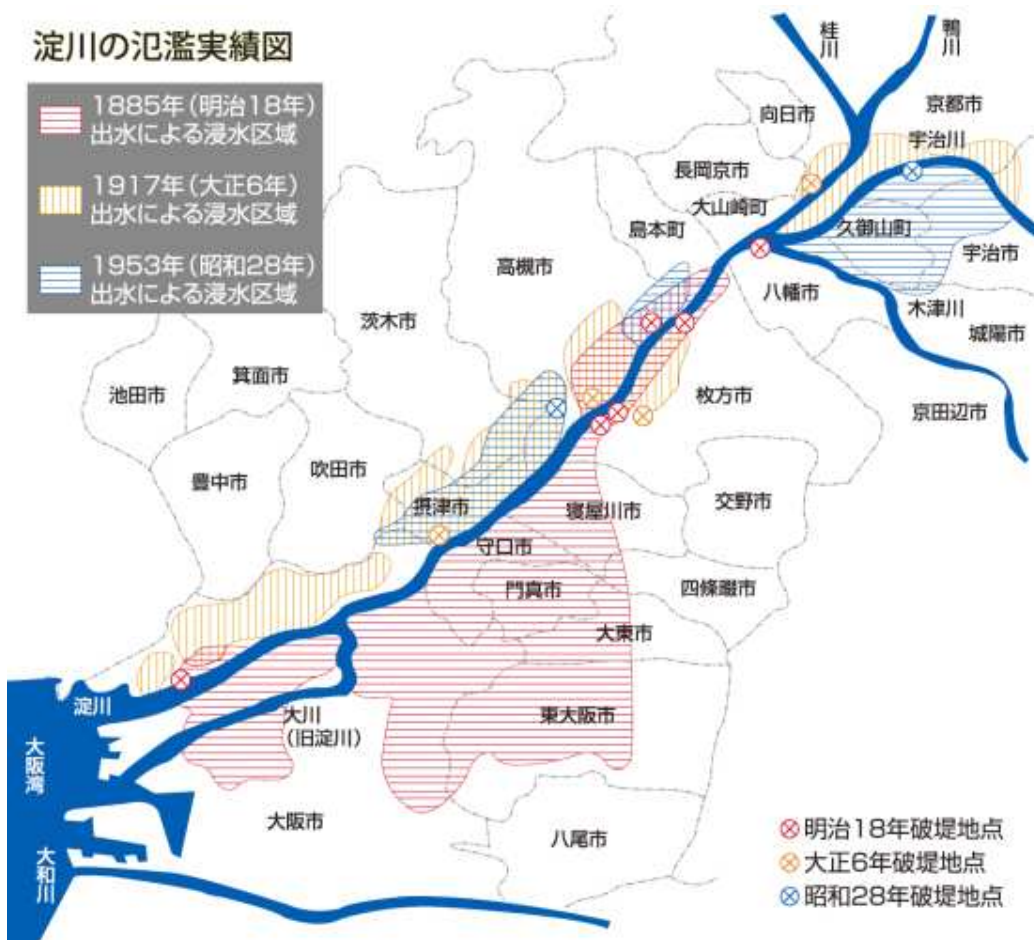




# 大正以降の治水の取組

○淀川改良工事後も水害は発生。治水の取組は継続的に実施

淀川の氾濫実績図



昭和28年の洪水被害



昭和28年の洪水による宇治川左岸堤防決壊(向島地先)

大正6年の洪水被害



高槻市大塚の堤防決壊



高槻市三島江兵衛の洪水状況



# 淀川高水敷の安定

- 昭和46年に淀川工事実施基本計画を改定。安全度の向上のため、枚方地点での超過確率を1/100から1/200に変更。
- 大幅な流量増に対応するため、低水路の屈曲の是正や掘削拡張、堤防・護岸の補強等の河川改修、ダム等の洪水調整等を推進
- その結果、ほとんど冠水しない安定した河川敷（高水敷）が確保



枚方大橋上流  
(河川改修前)



枚方大橋上流  
(河川改修後)

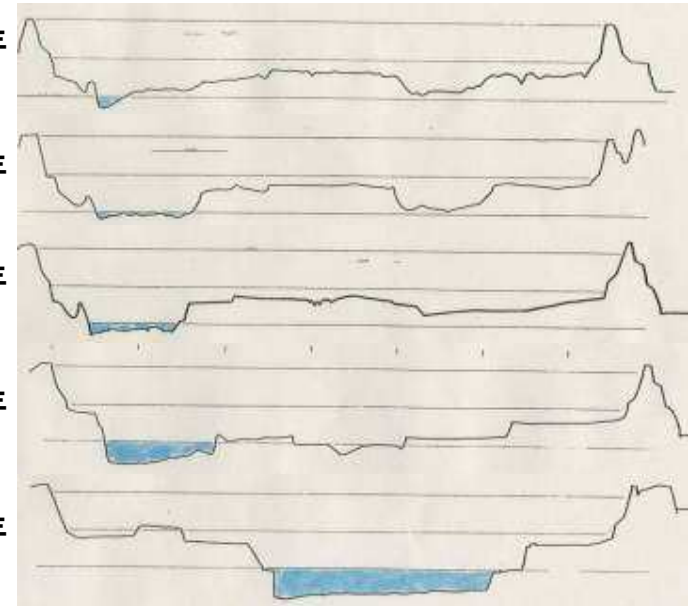
昭和12年  
(1937)

昭和26年  
(1951)

昭和41年  
(1966)

昭和53年  
(1978)

平成11年  
(1999)

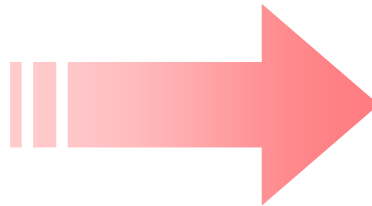


横断面の変遷(枚方地点)

# 淀川河川公園の設置

- 東京オリンピックを契機に「国民の体力づくり」への要望の高まり
- 一方で、都市の市街化が急速に進展し公園が不足
- 河川敷を一般に公開するため、河川公園の設置が制度化

昭和39年  
東京オリンピック開催



国民のスポーツ  
活動の活発化  
意識の高まり

昭和40年  
国民健康体力増強対策  
関係閣僚懇談会の議決

河川敷に国民が気軽に  
楽しめる国民広場を設置する



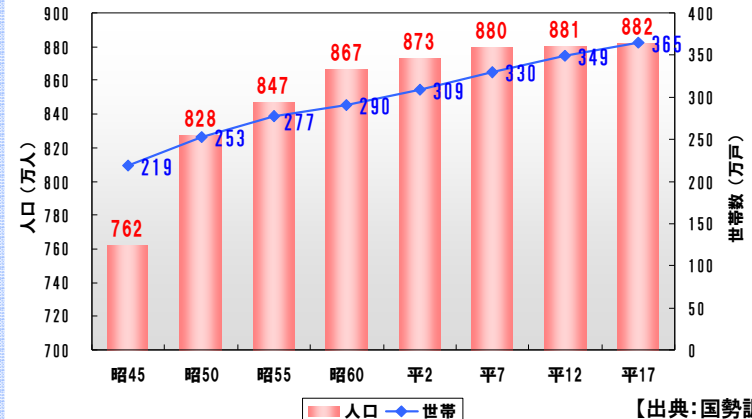
河川敷地占用許可準則の制定

都市公園等面積と一人当たり都市公園等面積の推移



【国土交通省  
都市公園データベース】

大阪府の人口・世帯推移



【出典:国勢調査】

# 淀川河川公園の沿革

- 昭和47年に事業着手。昭和48年以降、順次開園
- 昭和50年に淀川河川公園基本計画を策定し、昭和51年に国営公園に位置づけ

年月	経緯
昭和47年	淀川河川公園事業着手
48年 7月	一部供用開始(3地区:太間、八雲、外島地区)
49年10月	開園式 (7地区:太間、八雲、外島、木屋元町、松ヶ鼻(田口)、三島江、八雲野草地区)
50年 7月	淀川河川公園基本計画の策定
51年 5月	イ号の国営公園として位置づけ(昭和52年3月都市計画事業承認)
53年	太間サービスセンター(堤内地の公園区域)の設置
62年	守口地区サービスセンター、フィットネスリゾート設置
平成元年度	背割堤地区(景観保全地区)開園
9年 7月	枚方地区開園(水際、橋梁、堤防一体の河川敷の占用)
12年10月	一津屋河畔地区、鳥飼下地区開園(現在最新の新規開園区域)
14年	三島江野草地区を整備



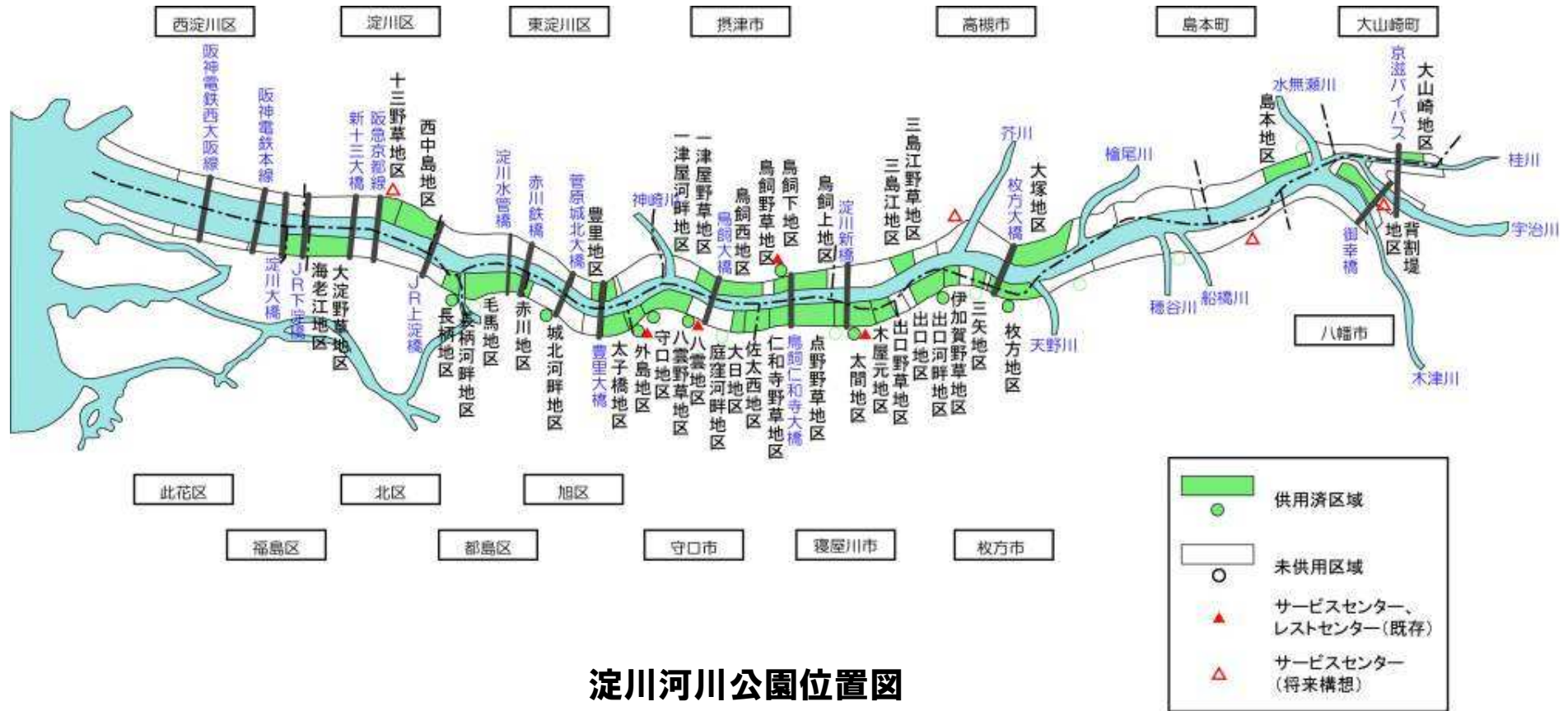
# (参考) 全国の国営公園

- 国営公園とは、国が設置及び管理を行う都市公園。計17箇所設置
- 淀川河川公園は、河川改修によって生み出される広大な河川敷を上下流一体となつて一元的に整備・管理するために設置された、全国初の国営河川公園



# 淀川河川公園の開園地区

○大阪湾河口部から京都府三川合流部までの延長約37kmにおいて、計39地区、面積約226haを開園

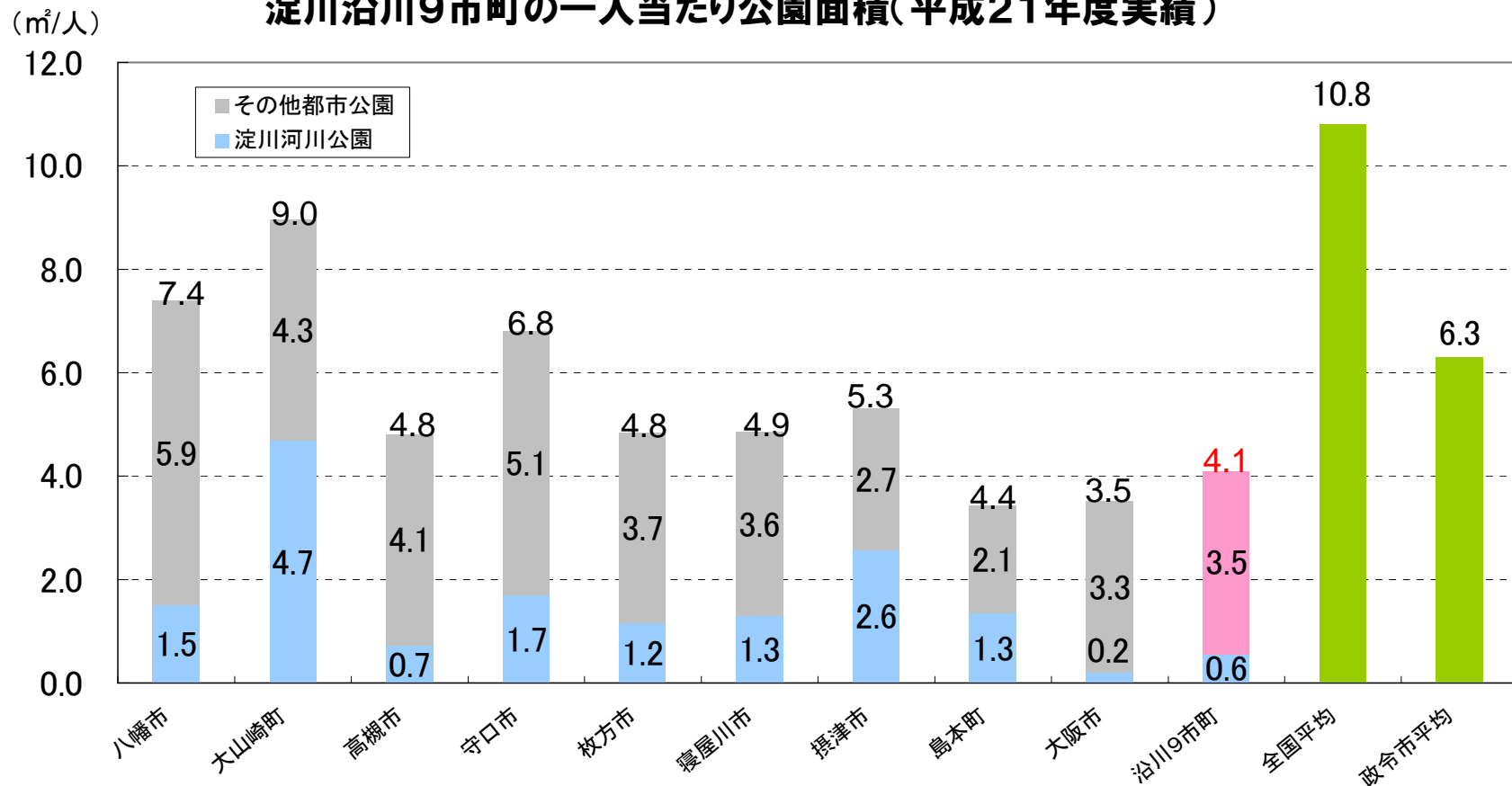


淀川河川公園位置図

# 淀川沿川の都市公園の確保状況

- 淀川沿川9市町の一人当たり公園面積は平均4.1㎡/人で、全国平均の半分以下（公園面積約1,600ha、人口約400万人）
- 淀川河川公園は沿川9市町の公園面積の約14%を占める

淀川沿川9市町の一人当たり公園面積(平成21年度実績)



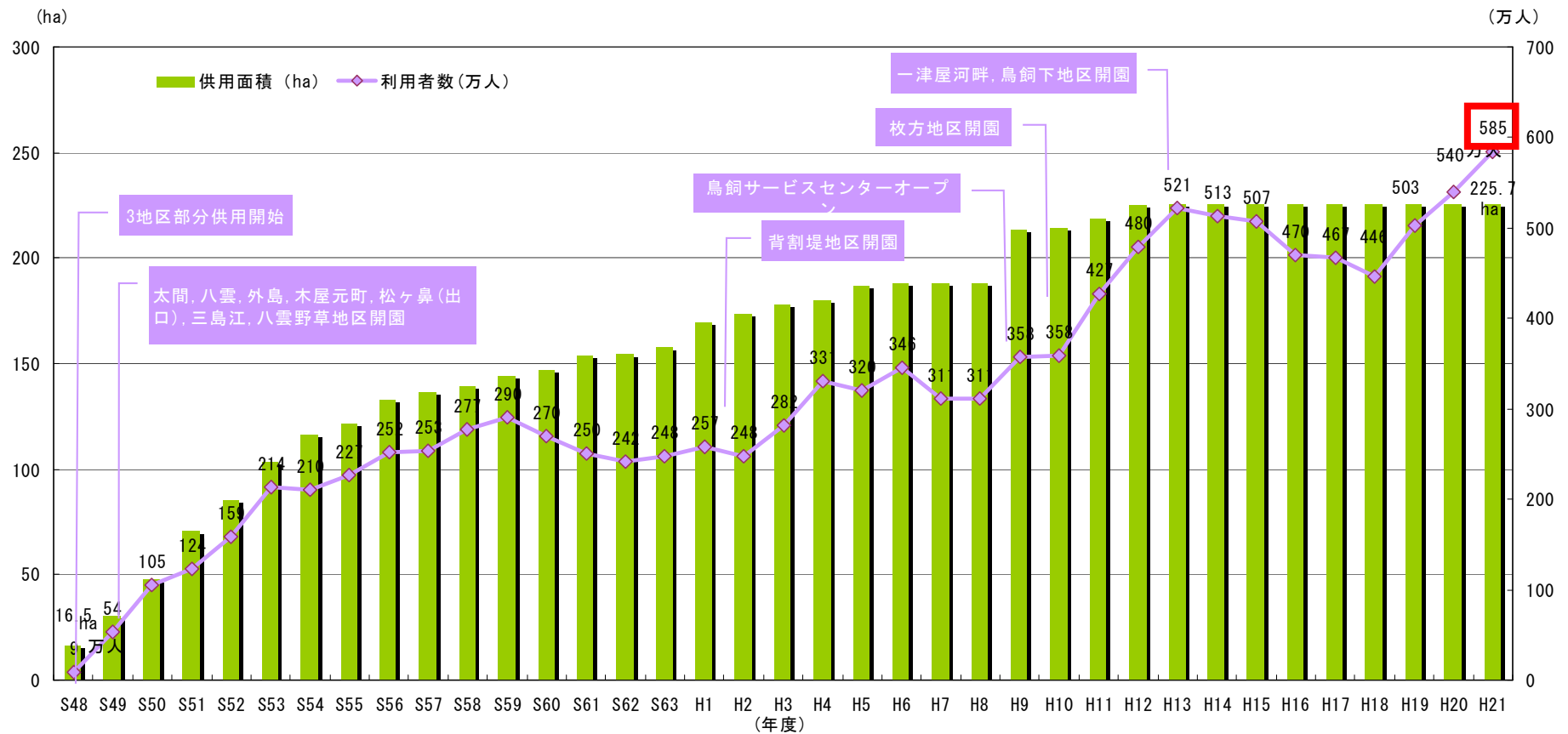
※端数処理の関係で合計と内訳が合わない場合がある。



# 淀川河川公園の開園・利用状況

○利用者は増加傾向にあり、年間約500万人以上の来園者を迎えている

## 淀川河川公園の供用面積と利用者数の推移





## 2. 淀川の自然環境



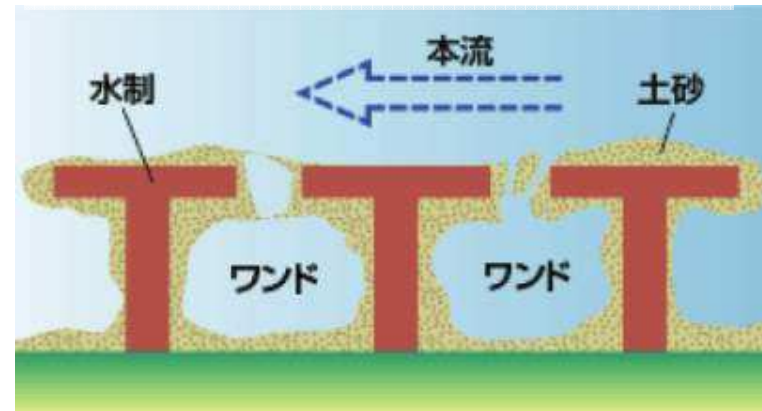
# 淀川特有の自然環境

- 航路確保のための「水制」と呼ばれる石積が淀川全川に連続して整備
- 水制工事がもとで、砂州が形成され、タマリやワンドが誕生
- イタセンパラをはじめ、多様な動植物の生息環境として機能

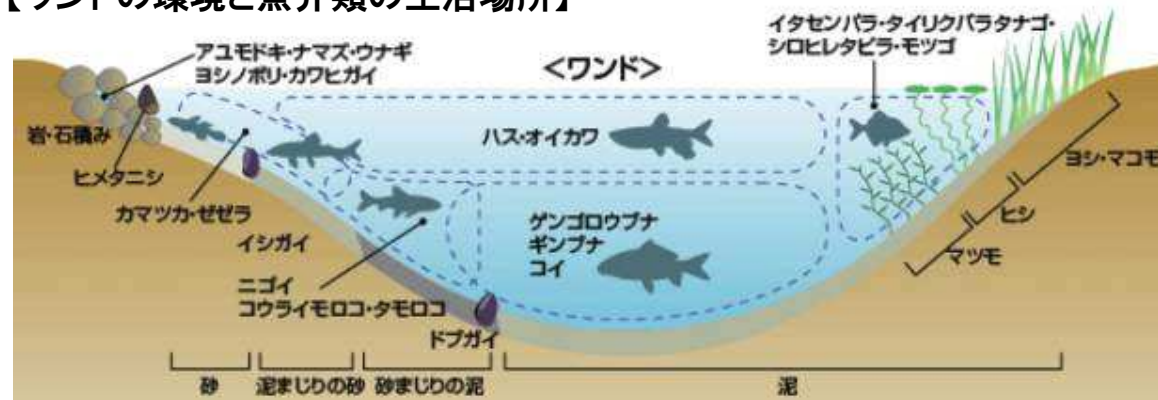
【城北ワンドの様子】



【ワンドの模式図】



【ワンドの環境と魚介類の生活場所】



# 国の天然記念物イタセンパラ



出典:大阪府水生生物センター提供



## 分布

濃尾平野・富山平野北西部・  
琵琶湖淀川水系

## ランク

環境省レッドデータブック 絶滅危惧IA類(CR)※

※ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

- ・濃尾平野、富山平野北西部、琵琶湖淀川水系のみに分布する日本固有のタナゴ類
- ・形態、生態とも著しく特化した種であり、1974年にミヤコタナゴとともに、魚類として初めて国の天然記念物に指定
- ・産卵期は9～11月で、小型のイシガイ科の二枚貝に産卵。約4日で孵化した稚魚は、まもなく成長を停止し、そのまま二枚貝中で越冬
- ・水質汚濁や護岸工事の影響により個体数が激減、生息地が縮小・消失
- ・環境省では種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定
- ・環境省、大阪府淡水水産試験場、琵琶湖博物館で保護増殖を実施



# 河川改修に伴う河川形状の変化

- ワンドや蛇行する水の流れにより出来る「瀬と淵」が消失
- 単調な環境の川となり、冠水する河川敷が消失

【昭和36年(1961)  
新淀川と大川の分流地点付近】



出典:よど川発見伝

【現在  
新淀川と大川の分流地点付近】



直線化され広くなった淀川

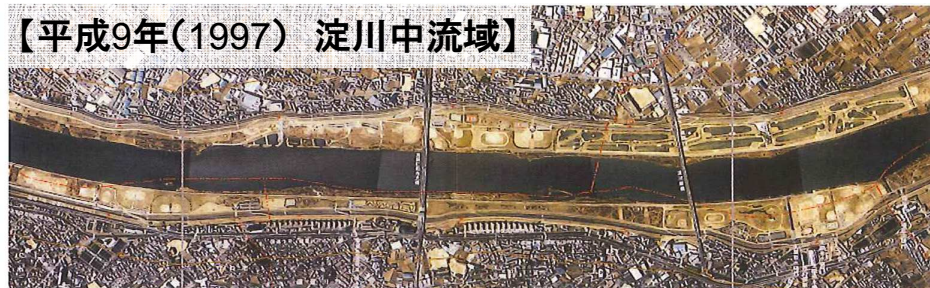
- ・動植物の棲み分けが出来なくなり、水辺の動植物の種類が減少

【昭和35年(1960) 淀川中流域】



出典:よど川発見伝

【平成9年(1997) 淀川中流域】



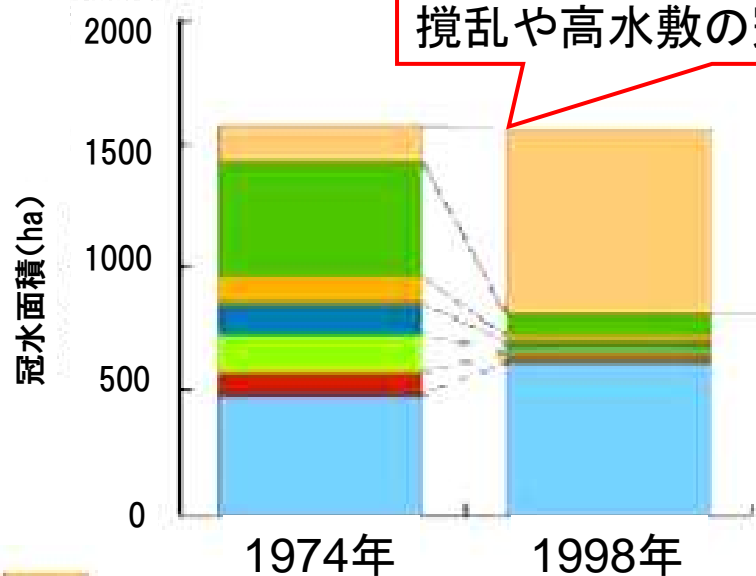


# 大潮、洪水による水位変動の減少

○水域と陸域の分断

○水位変動が小さく、攪乱や高水敷への冠水が極端に減少

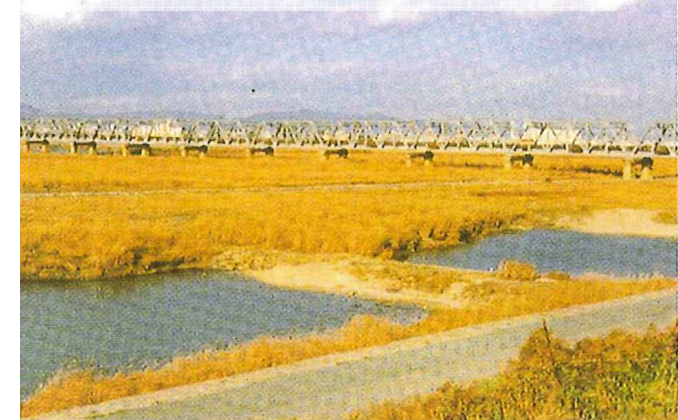
【冠水面積の変化】



出水時も水位変動が小さくなり、攪乱や高水敷の冠水が極端に減少



【河川整備前の赤川ワンド(1972年)】



【現在の様子(2002年)】



かつての「水辺」が10年に1度の大  
雨にしか浸からな  
い乾いた「陸地」  
に変化

- 非冠水面積
- 平均年最高水位-8日水位
- 8日水位-22日水位
- 22日水位-70日水位
- 70日水位-平均水位
- 平均水位-平均年最低水位
- 水面積

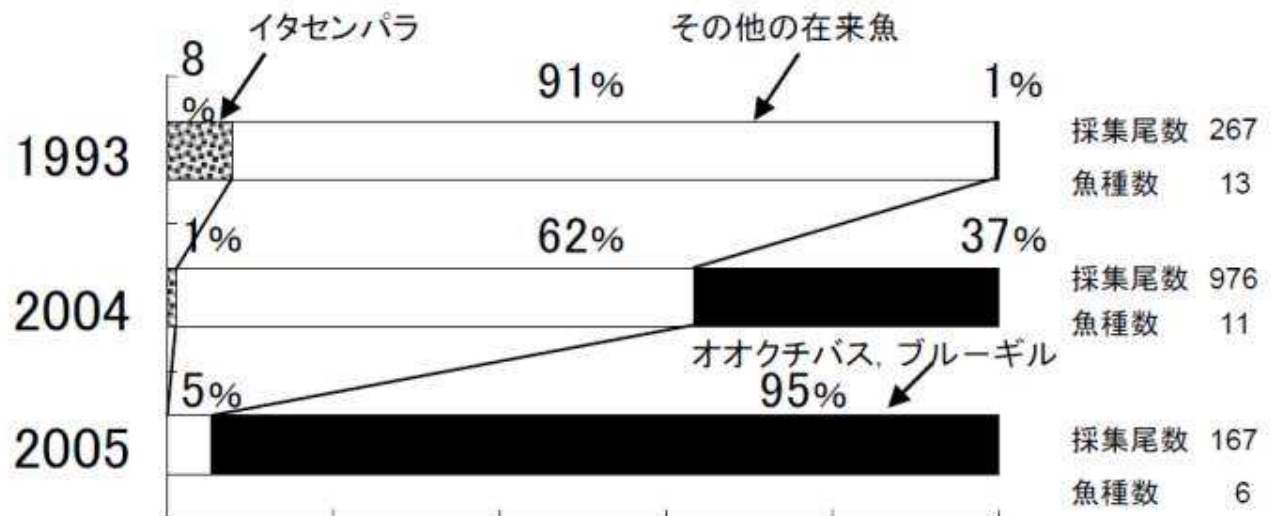
1974年は1970～  
1974年のデータの  
平均値  
1998年は1990～  
1997年のデータの  
平均値

# 外来種の増加と在来種の激減

- 河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加等の様々な要因が生物の生息・生育・繁殖環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の生息数が減少
- オオクチバス、ブルーギル、ボタンウキクサ等の外来種の脅威が懸念されているなか、城北地区において、平成18年、平成19年のイタセンパラ仔稚魚調査では生息が確認されず、生息が危機的状況にある。

## 【淀川ワンドにおける魚類組成の比較（出展：大阪府水生生物センター）】

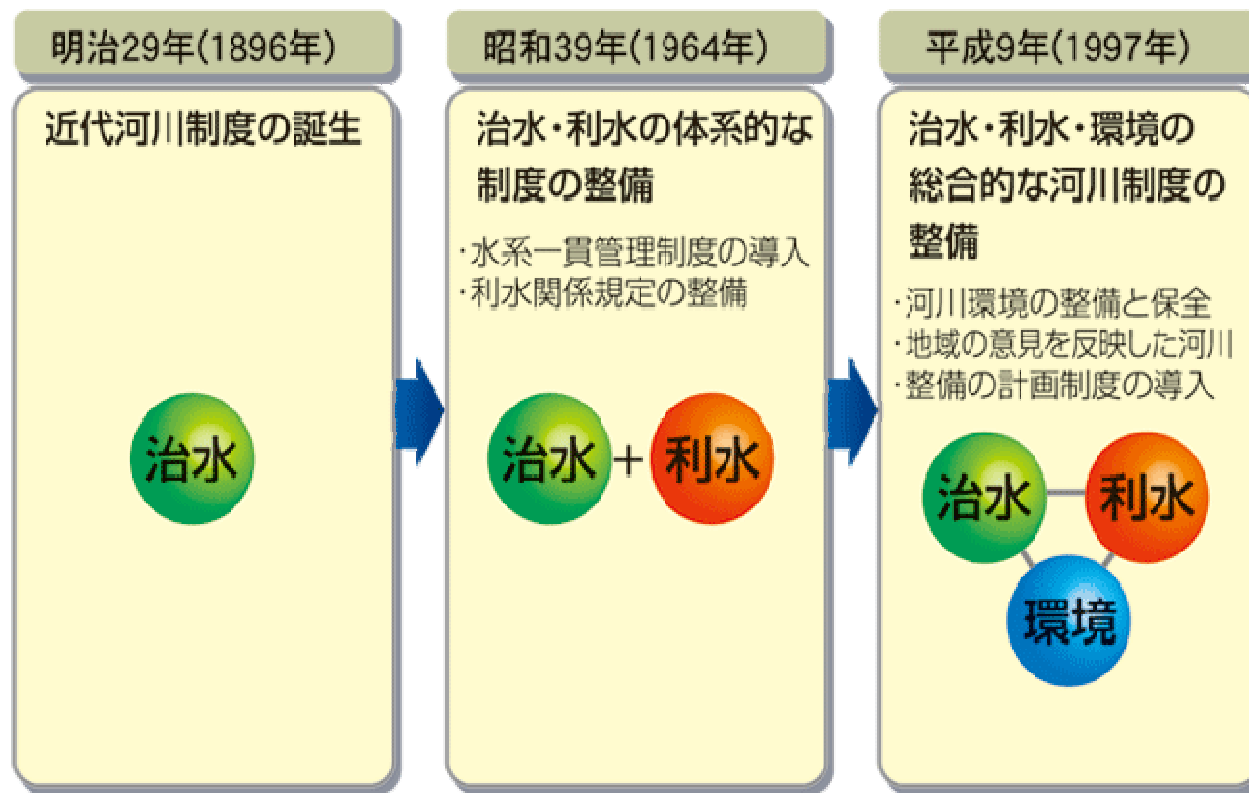
### 城北ワンド(No.36)



### **3. 淀川水系河川整備計画の策定**

# 河川法の改正（平成9年）

- 平成9年の河川法改正では、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加
- 地域の意見を反映した計画制度として、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」の策定が位置づけられた





# 淀川水系河川整備計画の概要

## ○平成21年3月、淀川水系河川整備計画を策定

【河川整備の目標と具体的な対応策】(計画対象期間:概ね30年間)

### ①人と川とのつながり

目標:より健全な川とするとともに、災害時に適切な行動をとってもらい、また川を介して上下流の交流を深めていくため、多くの人々が川への関心を高め、川にふれ、川のことをともに考えるような関係を構築する。

- ・関心を持ってもらうためにふれやすい川にする
- ・川の情報を発信する
- ・関心を持ってもらうための工夫

### ②河川環境

目標:「生態系が健全であってこそ人は持続的に生存し、活動できる」との考え方のもと、イタセンバラ等の貴重種、固有種を始めとする多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全や再生を生態系への影響を見ながら実施する。

- ・水辺や河原の保全・再生
- ・川本来のダイナミズムの再生

### ③治水・防災

目標:いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化する施策をハード、ソフトの両面にわたって推進する。  
この際、「一部地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要」との考えを基本に流域が一体となって対策を講じる。

- ・川の中で洪水を安全に流す
- ・堤防強化
- ・危機管理体制の構築、強化

### ④利水

目標:近年の人口減少現象や河川環境との調和を考え効率的な水利用を図るとともに、地球規模の気候変動に伴う渇水のおそれに対する備えを実施する。

- ・適正な水利用を図る
- ・渇水に備える

### ⑤利用

目標:都市を流れる河川であることを踏まえ、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を実施する。

- ・舟運の活性化
- ・近づきやすい川、楽しめる川にする
- ・まちづくり、地域づくりと連携

### ⑥維持管理

目標:既存施設の老朽化を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減を念頭に効率的、効果的な維持管理、更新を計画的に実施する。



<河川整備計画の概要>

## 河川環境の保全と再生の 基本的な考え方

- これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方のもと、これからの河川の整備と管理の取り組みを転換する必要がある。
- そのため、川や湖の持つ自然の変化を尊重し、水・生物・人を含めた総体を捉え、その多様な価値を活かすために、自然環境の保全と再生、治水、利水、河川利用という多くの目的のどれかを劣後にすることなく総合的な検討を行い、環境、治水、利水を同列に扱う河川整備を行うことを基本的な考え方とする。

## <河川整備計画の概要>

# 多様な生態系を有する淀川水系の 再生と次世代への継承

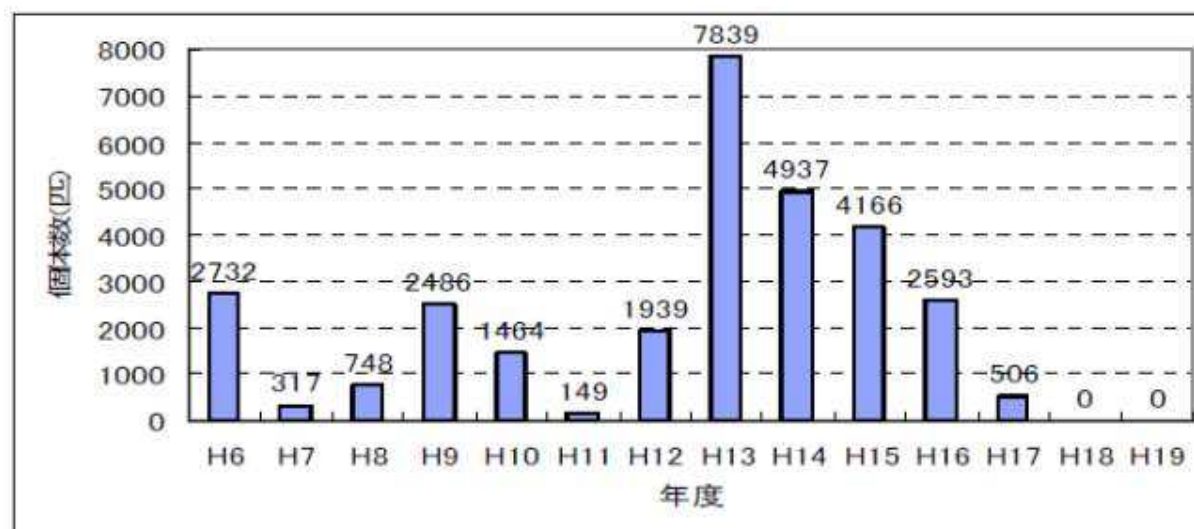
- 水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、**変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標**とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、**多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。**
- また、「**「川が川をつくる」のを手伝う**」との認識のもとで、徹底した**河川の連続性の確保**、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を進める。

## <河川整備計画の概要>

# 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の 保全・再生

### ○イタセンパラ(ワンド倍増計画)

イタセンパラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、淀川下流においては、平成20年3月時点で51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画等により、生息環境の大幅な改善を図る。



イタセンパラ仔稚魚調査(城北地区)の結果

## <河川整備計画の概要>

# 利用の基本的な考え方

- 川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。
- そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本として河川の利用を促していく。
- 自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。

## <河川整備計画の概要>

# 川らしい河川敷の利用①

- 河川敷利用にあたっては、現状の利形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。
- ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進める。



## <河川整備計画の概要>

# 川らしい河川敷の利用②

- 既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断する。
- 河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。

## **4. 淀川河川公園基本計画の改定**

# 公園基本計画の改定

- 平成20年8月、淀川河川公園基本計画を改定
- 昭和54年に改定された計画を抜本的に見直し、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指す

## 改定の背景

### 社会情勢の変化

- 環境保全への人々の関心の高まり  
→ 地球サミットの開催（1992）  
環境基本法の制定（1993）
- 河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まり  
→ 河川法の改正（1997）により、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を位置づけ
- 市民参加の気運の高まり  
→ NPO法の制定
- 景観法の制定（2004）等

### 自然環境の変化

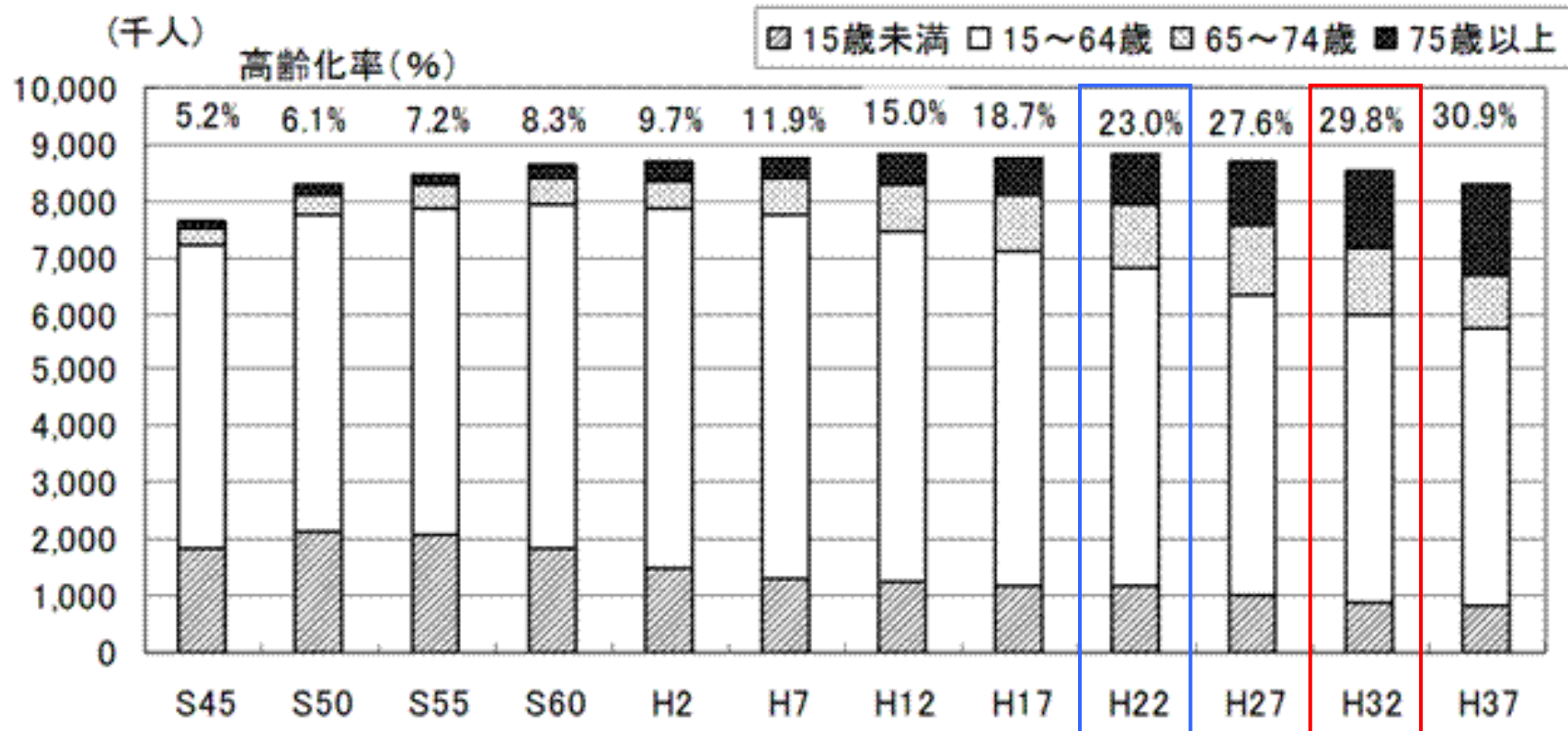
- 治水対策により洪水時に冠水する冠水帯が減少し、河川の横断・縦断方向の連続性が分断
- 淀川大堰等の水資源開発施設による水位変動や攪乱の減少
- 社会的要請によりグラウンドを含む施設広場整備を先行し、生物の生息・生育環境が悪化
- 淀川の生物の生育・生息環境が劣化し、多くの固有種の絶滅が危惧
- 外来種の増加等、生態系が大きく変化

### 利用に関する変化

- 500万人の来園者を迎える広域的レクリエーションの場
- 高齢者数の増加、少子化の急速な進行などの社会の変化
- 特徴ある水辺の景観保全、歴史・文化の活用、都市の防災性向上など、淀川河川公園に対して様々な役割が求められている
- 自然環境を損なわないよう留意しながら、水とのふれあいなど河川の魅力を発揮し、淀川ならではの空間特性を活かした利用への要請

# (参考) 大阪府の将来推計人口

## 大阪府の年齢4区分別の人口



出典:国勢調査、大阪府企画室 大阪府の将来推計人口の点検について(平成21年3月)

引用:大阪府ホームページ(<http://www.pref.osaka.jp/chikishuken/chikishuken/200820siryo2-3-2.html>)



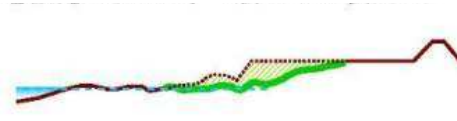
# 整備の基本方針

## ①ゾーニング計画を新たに定める

これまで河川敷を分断するように設定されていた地区区分を改め、**淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続**するよう新たにゾーニングを設定する。



模式平面図



模式横断面図

## ②淀川の自然環境の保全・再生を図る

改定計画では、河川の横断及び縦断方向に、自然環境が連続し、**生態系のネットワークが保全・再生されるよう河川形状の修復**を図る。



芥川地区



ワンド、たまりの整備イメージ

## ③淀川らしい利用ができるようにする

**自然環境を次世代に引き継ぐ**ことを念頭に、**自然環境の保全・再生と利用との調和**を図る。

水辺の風景が楽しめるよう、散策・サイクリング等で淀川全体をつなぎつつ、周辺のまちづくりとも連携し、まちと淀川をつなぐ取り組みを実施する。



サイクリング



淀川らしい水辺の景観

## ④淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

渡しや舟運、旧毛馬閘門、三川合流部などについて、保存や展示、その言い伝えを後世に伝えることを行うなど、**淀川にまつわる歴史・文化に関する資源を活かす**。



淀川の歴史: 旧毛馬第一閘門



三川合流部

# 3つの地域区分

## 自然環境保全・再生ゾーン

計画面積273ha(22%)

- ・干潟や砂州、ヨシ原、ワンドなどの淀川特有の自然環境を有する地区等
- ・河川敷の切り下げ、干潟やワンドなどの保全・再生など、地区の特性を踏まえながら生物の生息・生育の場の保全・再生を図るゾーン
- ・自然環境の保全・再生を優先し、人の立ち入りを抑制するなど利用調整



## 水辺環境保全・再生ゾーン

計画面積569ha(47%)

- ・水陸移行帯等の自然環境の保全・再生を図るための河川敷の切り下げなど、水際に沿って河川形状の修復に取り組む
- ・その上で、自然環境の特性を損なわないよう留意しつつ、散策や観察などを通じて自然と触れあえるゾーン



## 多目的利用ゾーン

計画面積374ha(31%)

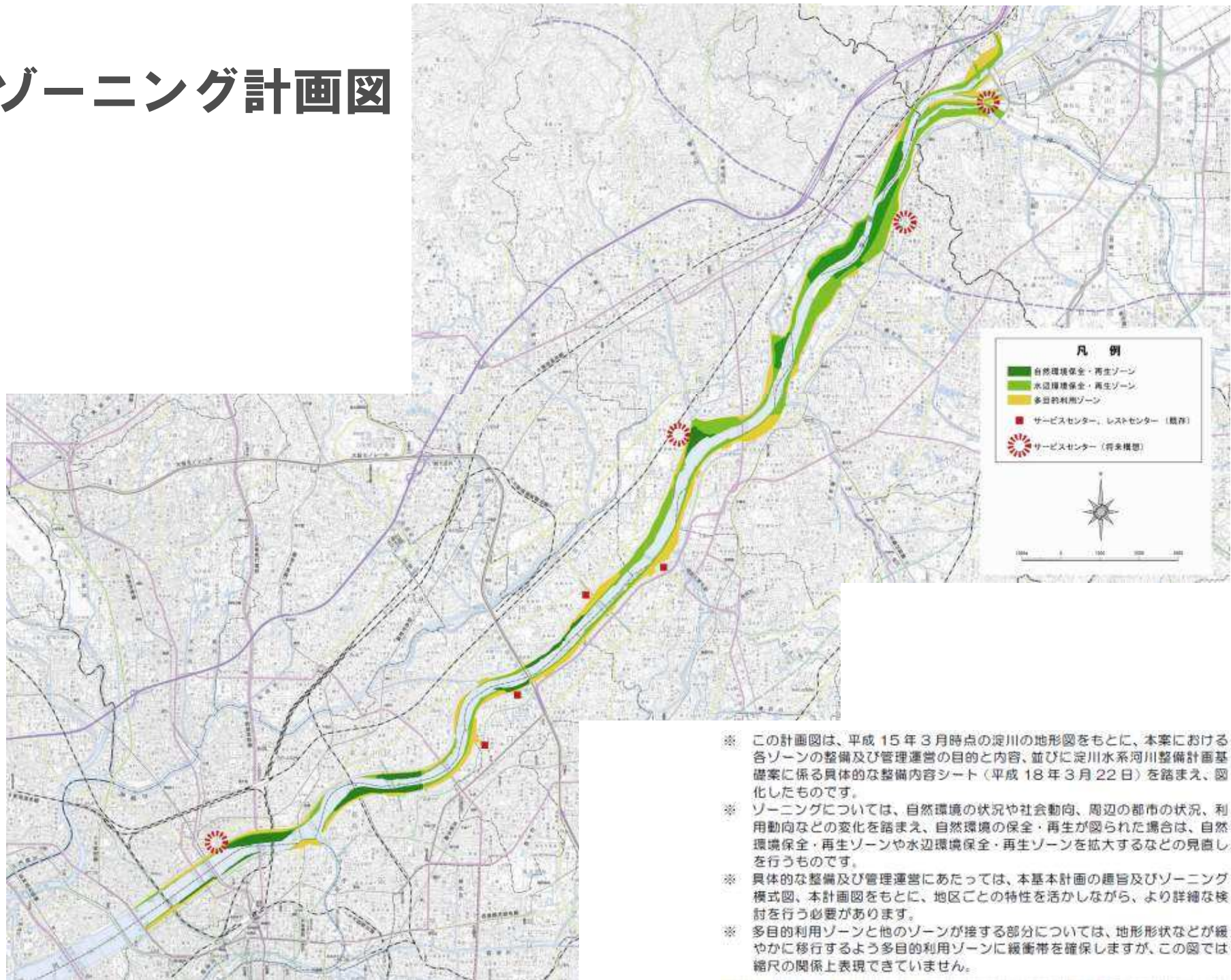
- ・水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場
- ・世代を問わず多様な利用者が、安全かつ快適に楽しむゾーン







# ゾーニング計画図





# 管理運営の基本方針

## ① 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行う

自然環境の保全・再生状況や利用状況の事後調査・分析を行い、**必要に応じて整備及び管理運営等の内容を見直す。**

## ② 安全、快適に利用できるようにする

河川に立地する公園として、**利用者には一定の自己責任が伴う**という原則のもと、健全かつ秩序ある利用を促し、安全かつ快適に利用できるようにする。

## ③ 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす

古くから人との関わりの中で形成されてきた淀川知ってもらい、理解を深めてもらえるよう、広報活動及び体験プログラムの実施等を通じて、**淀川にふれ、学ぶための機会を増やす**とともに、淀川河川公園の整備及び管理運営の方針について周知する。

## ④ 多様な主体の参加と連携を図る

地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるとともに、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を反映するため、整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等、淀川河川公園に関わる**多様な主体の参加と連携**を図る。

# 地域協議会の設置

多様な主体の参加と連携を図るための仕組みづくりを導入

## 地域協議会

地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるとともに、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を反映するため、多様な主体からなる開かれた地域協議会(仮称)を設置し、地区ごとの特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営を行うための協議を行う。

## 全体協議会

本基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営が適切に行われているかどうかの点検を行うため、地域協議会(仮称)の代表、学識経験者、管理者などからなる全体協議会(仮称)を設置する。

# **5 生物多様性保全の取組**

# 生物多様性

- 地球上に様々な生きものが存在し、それが支えあってバランスを保っている状態
- 現在地球上には、様々な環境に適応して進化した3, 000万種ともいわれる多様な生きものが生息

## 生態系の多様性:

森林、サンゴ礁、河川、干潟、湿地、砂漠など様々な環境に合わせ生態系が形成されています。



## 種の多様性:

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。種がひとつ欠けても生態系全体のバランスが崩れる恐れがあります。

## 遺伝子の多様性:

同じ種の生き物でも遺伝子の違いにより、個体の形状や行動などに違いが現れます。これにより、種が環境の変化などに対応できる可能性が高まります。





# 生態系サービスの恵み

○私たちの暮らしは、様々な生態系からの恵み（生態系サービス）に支えられている

## 基盤的サービス



植物などが光合成により酸素を生み出します。森林は水を蓄え、私たちに安定して水を提供してくれます。

## 調整サービス



森林、河川や海洋は、汚染や気候変動を緩和し、災害被害の軽減や、病気、害虫の発生の抑制など、私たちの暮らしを守る基盤となっています。

## 文化的サービス



私たちは自然と共生してきた知恵と伝統から、地域性豊かな「食文化」や「風土」を形成してきました。

## 供給サービス



私たちの生活は米や野菜、魚、木材、繊維などの生きものの恵みによって成り立っています。



ヤナギの成分が利用されている鎮静剤



カワセミのくちばしの形状を真似て開発された新幹線

生きものの形状や機能といった遺伝情報は、医薬品や農作物の品種改良や産業技術への応用などに利用されています。

# 生物多様性の危機

- 私たち人間の生活は、たくさんの生きものに支えられている一方で、多くの生きものに影響を及ぼしている
- 次の世紀までに鳥類の12%、哺乳類の25%、両生類の少なくとも32%が絶滅の危機にさらされるといわれている（国連ミレニア生態系評価（MA））
- 私たち人間が、自身の命を支える生物多様性を減少させ、自らの「絶滅」の危機を招いていることに他ならない

## 4つの危機

### 第1の危機

開発や乱獲による生態系の破壊、生息地の減少。



トキ

### 第2の危機

里地里山などにおける人間の働きかけの減少による影響。



放置された里山

### 第3の危機

外来生物などによる生態系のかく乱。



ブラックバス

### 第4の危機

地球温暖化による危機

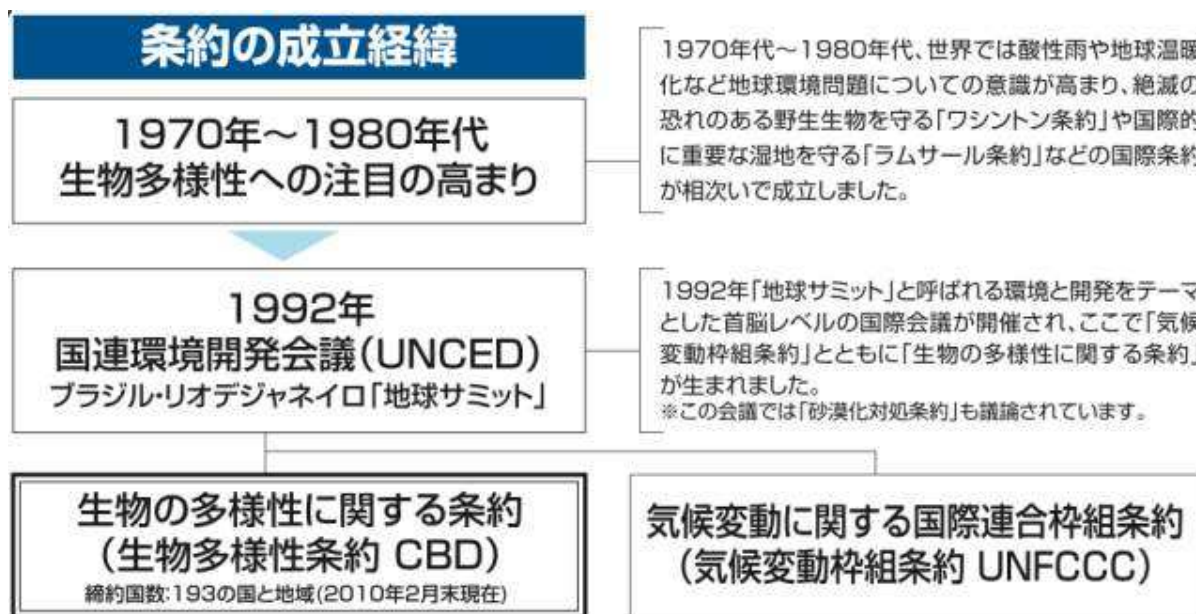


地球の平均気温が1.5~2.5℃上昇すると、世界の動植物種の20~30%の絶滅リスクが上昇する可能性があるといわれている。※IPCC第4報告書(2007)

+

# 生物多様性条約

- 「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」は、ラムサール条約やワシントン条約などの特定の地域、種の保全の取組みだけでは生物多様性の保全を図ることができないとの認識から、新たな包括的な枠組みとして提案
- 国連環境開発会議（地球サミット）に先立つ1992年5月22日に採択。2010年2月末現在、193の国と地域が条約を締結（日本は1993年5月締結）



## 生物多様性条約の目的

- ① 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- ② 生物資源を持続可能な方法で利用すること
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること



# 国連地球生きもの会議（COP10）

- 2010年は生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標（2002年COP6で採択）の目標年であり、国連の定めた「国際生物多様性年」
- 2010年（平成22年）10月、愛知県名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10、通称「国連地球生きもの会議」）」が開催
- 遺伝資源の利用と配分（ABS）に関する国際ルール「名古屋議定書」、2010年以降の世界目標である「愛知目標」などを採択した

## 【愛知目標(ポスト2010年目標)の概要】

### ◆ビジョン(展望)「自然と共生する」

2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる

### ◆ミッション(使命)

2020年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」

※2020年までの20の個別目標を定めた

## <2020年までの個別目標の例(概要)>

目標1：生物多様性の価値・保全のための持続可能利用のための行動を認識

目標5：自然生息地の損失の速度を少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断を顕著に減少

目標9：優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶

目標11：少なくとも陸域及び内陸水域の17%、沿岸域及び海域の10%を保全

目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少防止、特に減少している種の保全を維持改善

# 生物多様性保全のための公園の取組事例

## びわこ地球市民の森「森づくりセンター」(滋賀県守山市)

◆種別:都市林

◆面積:42.5ha

◆開設:平成14年7月

◆取組:

野洲川の廃川敷を活用して「豊かな森の再生」を行っている。森づくりはボランティアによる苗木の植樹で進めることとし、平成13年から始まった。森づくりセンターはどのように生態系が形成されていくのかといった情報を収集・発信し、植樹の受付、指導、記録等を行っている。



県民などの苗木の植樹で森をつくる



びわこ地球市民の森の植樹地

(滋賀県HP)



# 生物多様性保全のための河川の実施事例

## 円山川（兵庫県豊岡市）

- 豊岡盆地は国の天然記念物であるコウノトリの最後の生息地だったが、昭和46年に国内の野生コウノトリは絶滅
- コウノトリの野生復帰に向けた地域の実施が進められる中、円山川の自然環境の保全・再生・創出を図るため、兵庫県と国土交通省は検討委員会」を設立し、平成17年に「円山川水系自然再生計画書」を策定

### 放鳥式典の様子（平成17年9月）



出典：国土交通省 豊岡河川国道事務所ホームページ  
<http://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/jigyo/saisei/saisei.html>

### 円山川における自然再生の目標

コウノトリと人が共生する環境の再生を目指して  
エコロジカルネットワークの保全・再生・創出

- ・湿地、山裾の保全、再生
- ・河川と水田と水路と山裾の連続性の確保
- ・良好な自然環境の保全・再生・創出

#### ◎河川の役割と目標

- ・ネットワークの根幹である河川を保全・再生・創出する。  
→特徴的な自然環境の保全・創出
- ・消失した湿地や水田の代わりとして湿地環境の保全及び創出を行なう。  
→湿地環境の再生・創出
- ・河川や水路を流域のエコロジカルネットワークの根幹として活用する。  
→水生生物の生態を考慮した河川の連続性の確保
- ・人と河川との関わりの保全・再生・創出

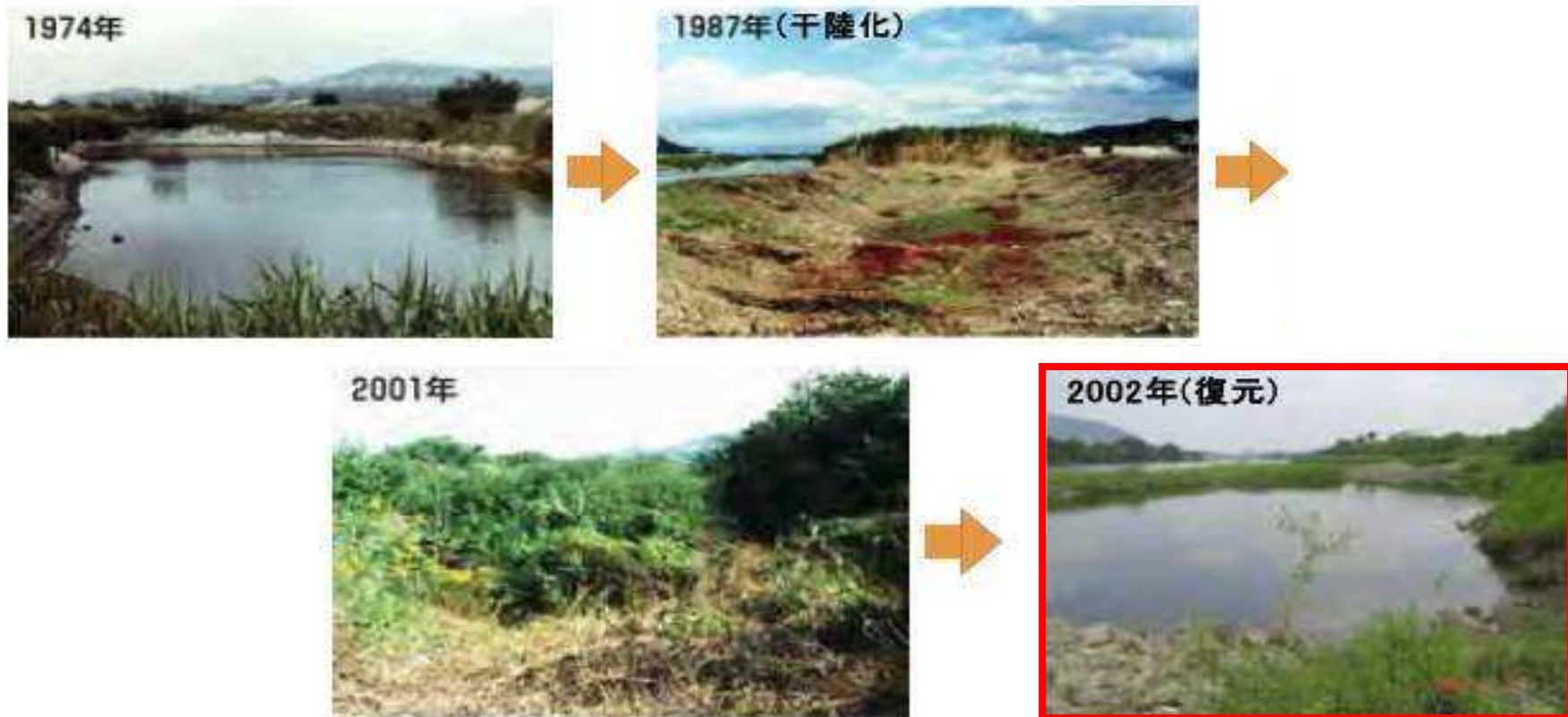
出典：円山川水系自然再生計画書 参考資料(直轄管理区間編)

# 生物多様性保全のための淀川の実践事例

## イタセンパラの野生復帰 ～生息環境の復元～

○実験的に乾燥した高水敷の切り下げ（ワンド復元）等により、生息環境の復元を目指している

### 淀川上流部 樟葉地区のワンド復元



# 生物多様性保全のための淀川の実施事例

## イタセンパラの野生復帰 ～生息環境の改善～

○城北ワンド群は淀川で自然環境が豊かな場所だったが近年環境が悪化  
○魚介類の棲みやすい環境を目指し、平成18年度に城北ワンドの干し上げによる実験的環境改善対策を実施

- ・ 魚貝類の生息状況の実態調査
- ・ 水位を下げることによるワンドの干し上げ
- ・ 貝類の生息に配慮した浅場づくり、ゴミの除去
- ・ 外来種の駆除（ブルーギルやブラックバス等の外来魚、ウォーターレタス）



造成した浅場(ワンド中央上流側、H18.12.10)

### 魚類捕獲結果(20尾以上を抜粋)

#### 【在来種】

- ・ フナ類 178 尾(ゲンゴロウブナ、ギンブナなど)
- ・ ニゴイ類 21 尾
- ・ トウヨシノボリ 36 尾
- ・ ヌマチチブ 27 尾
- ・ コウライモロコ 38 尾
- ・ ハス 53 尾

#### 【外来種】

- ・ ブルーギル 3,512 尾  
(中小型の尾数は総重量より推定)
- ・ ブラックバス 44 尾
- ・ カダヤシ 56 尾

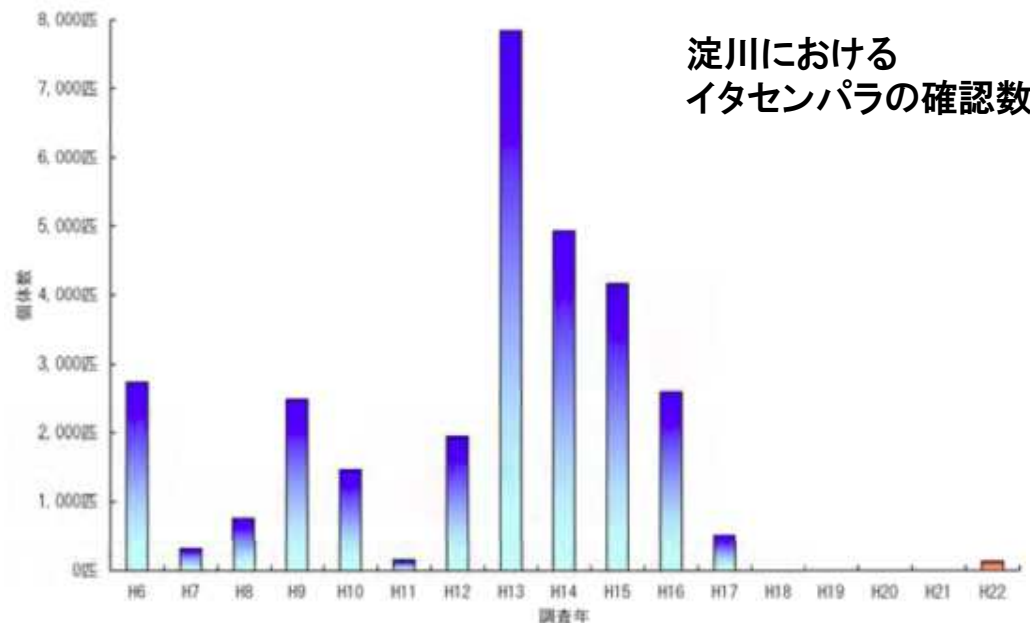


捕獲した外来魚(ブルーギル)

# 生物多様性保全のための淀川の実施事例

## イタセンパラの野生復帰 ～再導入(放流)～

- 平成21年秋、淀川本川へのイタセンパラの再導入を試行的に実施
- 平成22年4～6月の調査の結果、イタセンパラの稚魚133個体の生息を確認。淀川での野生の確認は5年ぶり
- 繁殖環境、生息環境が一部で再生されたものと評価できるが、野生に定着するにはまだ不十分



淀川で5年ぶりに確認されたイタセンパラの稚魚



# まとめ

## ～淀川河川公園のこれまで～

淀川河川公園は、淀川の河川敷上の公園。淀川河川敷は長い治水の歴史の中で生まれた

淀川河川敷は、過密化した近畿都市圏に残された、健康づくりや文化活動、自然との触れあいなど、広域的なレクリエーションの場となる貴重な公共空間

河川敷の公園利用の取組を全国に先駆けて推進

年間約500万人の来園者を迎える地域交流の拠点に成長



# まとめ

## ～淀川河川公園のこれから～

淀川の自然環境は、古くから人との関わりの中で、特有の生態系が形成されてきた

河川改修により治水対策が進んだ結果、生物の生息・生育環境が悪化

多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう河川環境の保全・再生を実施することが、今後の淀川の河川整備の基本的な考え方

生物多様性の保全は、国際的な地球環境問題のひとつ

淀川河川公園においても、多様な主体と連携して、自然環境と利用との調和を図る取組の推進が重要